上越信用金庫

電子交換所設立に伴う当座勘定規定の改定について

いつも上越信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和4年11月に全国の手形交換所が廃止され電子交換所が設立されます。 電子交換所の設立以降は、原則すべての手形・小切手が電子交換所での取扱い に変更されます。

これに伴い当金庫は令和4年11月4日(金)より「当座勘定規定」を改定させていただきますので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、改定後の規定は、当金庫ホームページ上に掲載し、改定日前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。 何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日(金)

2. 対象規定

- 当座勘定規定(一般用)
- · 当座勘定規定(専用約束手形口座用)
- 約束手形用法
- 為替手形用法
- 小切手用法

3. 改正内容

- (1) 当座勘定規定の主な改正点
- ①振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い 規定の追加
- ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への 追加
- ③全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う 個人信用情報センターへの登録規定の削除
- (2) 手形用法・小切手用法の主な改正点
- ①電子交換所システムの仕様(「,」(カンマ)がない場合は金額チェックで エラーになる)を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合に は3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ②電子交換所システムの仕様を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ③金額欄、銀行名、QR コード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載破りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QR コード欄)の追加

4. 新旧対照表

- ·新旧対照表(当座勘定規定(一般用))
- ·新旧対照表(専用約束手形口座規定))
- ※改定後の規定は当金庫ホームページ「規定集」ページに掲載します。

以上

